

【別記3】

別紙1 間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の記載事項例

未定稿

例1-1 伐採段階（民有林からの出材）の場合

番 号
令和 年 月 日

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明書

〇 〇（販売先） 殿

〇 〇素材生産事業者
認 定 番 号

下記の物件は、間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 物件（森林）所在地
2. 樹種
3. 数量
4. GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）

（1）原料区分

- 林地残材等
 その他伐採木

（2）原料輸送区分

トラック最大積載量： 1t車以上 2t車以上 4t車以上
 10t車以上 20t車以上

輸送距離： 10km以下 20km以下 30km以下 40km以下 50km以下
 100km以下 150km以下 200km以下 300km以下

※ 伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の関連書類の写しを添付。

また、森林経営計画対象森林から出材された木質バイオマスについては、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等に代わり、森林経営計画の認定に係る情報を記載するとともに認定書の写しを添付。

ただし、本ガイドライン2(1)①の除伐により生じた木質バイオマスにあつては、地方公共団体が独自に行う証明制度等に基づいた証明書（所有者名、住所、樹種、法規制がなく適切に伐採した場合は

その旨等を記述)を添付。

GHG関連情報(2)原料輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位(切り上げ)の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載(例えば、250km以下、350km以下など)や10km単位での数値記入欄の設定(例えば「[]0km」が可能。

内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離(10km単位(切り上げ))と積荷状況の区分(「空荷の復路を含む」又は「往路のみ)を追加記載する。

その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除(例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など)が可能。

注 本様式の証明書の作成に代え、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の写しに必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

GHG 関連情報(1)原料区分のうち「その他伐採木」は、伐採齢20年以下の主伐の場合に使用することに留意。

【別記3】

別紙1 間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の記載事項例

未定稿

例1-2 伐採段階（国有林からの出材）の場合

番 号
令和 年 月 日

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明書

〇 〇（販売先） 殿

〇 〇素材生産事業者
認 定 番 号

下記の物件は、間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 物件（森林）所在地（林班名など）
2. 樹種
3. 数量
4. GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）

（1）原料区分

- 林地残材等
 その他伐採木

（2）原料輸送区分

トラック最大積載量： 1t車以上 2t車以上 4t車以上
 10t車以上 20t車以上

輸送距離： 10km以下 20km以下 30km以下 40km以下 50km以下
 100km以下 150km以下 200km以下 300km以下

※ 森林管理署等と〇〇素材生産事業者の売買契約書の写しを添付。

森林所在地には、森林管理署名・林班名等を記載。

GHG関連情報（2）原料輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの

追加記載（例えば、□250km以下、□350km以下など）や10km単位での数値記入欄の設定（例えば「〔 〕0km」が可能。

内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離（10km単位（切り上げ））と積荷状況の区分（「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」）を追加記載する。

その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。

注 本様式の証明書の作成に代え、売買契約書の写しに必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

GHG 関連情報（1）原料区分のうち「その他伐採木」は、伐採齢 20 年以下の主伐の場合に使用することに留意。

【別記3】

別紙1 間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の記載事項例

未定稿

例2-1 加工・流通段階の場合

番 号
令和 年 月 日

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明書

〇 〇 殿
(販売先)

〇〇 チップ製造事業者
認定番号

下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 樹種
2. 数量
3. GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）

(1) 原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分	構成比	備考

(2) 加工区分

- チップ加工
- ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）
- ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）

(3) 製品輸送区分

トラック最大積載量： 1t車以上 2t車以上 4t車以上
10t車以上 20t車以上

輸送距離： 10km以下 20km以下 30km以下 40km以下 50km以下
100km以下 150km以下 200km以下 300km以下

※ GHG関連情報(3) 製品輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位(切り上げ)の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載(例えば、250km以下、350km以下など)や10km単位での数値記入欄の設定(例えば「[] 0km」)が可能。

内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離(10km単位(切り上げ))と積荷状況の区分(「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」)を追加記載する。

その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除(例えば、製品輸送を行わない場合は「製品輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など)が可能。

注 なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報(間伐材等由来のバイオマスであること等)を追加記載することで証明書とすることも可能。

【別記3】

別紙1 間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の記載事項例
例2-2 加工・流通段階（納品書を活用した証明書）の場合

未定稿

番 号
令和 年 月 日

納品書（出荷伝票）

○ ○ 殿
（販売先）

○○チップ製造事業者
認 定 番 号

発地（出荷場所）○○チップ製造事業者 ○○工場
着地（納入場所）(株)○○○ ○○○発電所

樹種	品等	寸法	数量	材積	単価	金額	備考

※上記の製品は、全て間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

（GHG関連情報を記載する場合は、例2-1と同様の内容を記載する。）

【別記3】

別紙2 一般木質バイオマスの証明書の記載事項例

未定稿

例1-1 森林からの伐採段階の場合

番 号
令和 年 月 日

発電用チップに係る一般木質バイオマス証明書

○ ○ 殿
(販売先)

○ ○ 素 材 生 産 事 業 者
認 定 番 号

下記の物件は、一般木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 物件（森林）所在地
2. 樹種
3. 数量
5. GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）
 - (1) 原料区分
 - 林地残材等
 - その他伐採木
 - (2) 原料輸送区分
 - トラック最大積載量： 1t車以上 2t車以上 4t車以上
 - 10t車以上 20t車以上
 - 輸送距離： 10km以下 20km以下 30km以下 40km以下 50km以下
 - 100km以下 150km以下 200km以下 300km以下

※ 伐採及び伐採後の造林届出書等の関連書類の写しを添付。

※ GHG関連情報（2）原料輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、 250km以下、 350km以下など）や10km単位での数値記入

欄の設定（例えば「〔 〕 0km」が可能。

内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離（10km単位（切り上げ））と積荷状況の区分（「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」）を追加記載する。

その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。

注 本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書や「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく証明書に必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

GHG 関連情報（1）原料区分のうち「その他伐採木」は、伐採齢 20 年以下の主伐の場合に使用することに留意。

【別記3】

別紙2 一般木質バイオマスの証明書の記載事項例

未定稿

例1-2 伐採造林届等を必要としない木材等の伐採段階の場合

番 号
令和 年 月 日

発電用チップに係る一般木質バイオマス証明書

○ ○ 殿
(販売先)

所有者名
所有者住所

下記の物件は、全て一般木質バイオマスであり、建設資材廃棄物が混入しておらず適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 物件名 (※剪定枝など、具体的な一般木質バイオマスの種類を記載。)
2. 当該バイオマスの発生場所 (伐採箇所など)
3. 樹種
4. 数量
5. GHG関連情報 (GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合)
 - (1) 原料区分
 - 林地残材等
 - その他伐採木
 - (2) 原料輸送区分
 - トラック最大積載量 : 1t車以上 2t車以上 4t車以上
 - 10t車以上 20t車以上
 - 輸送距離 : 10km以下 20km以下 30km以下 40km以下 50km以下
 - 100km以下 150km以下 200km以下 300km以下

※ 発行者が認定事業者の場合は、認定番号を記載すること。

伐採を行う者又は所有者との売買契約書等がある場合は写しを添付すること。
GHG関連情報を扱う場合は、認定事業者が証明書を発行すること。

GHG関連情報（2）原料輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、250km以下、350km以下など）や10km単位での数値記入欄の設定（例えば「 0km」が可能）。

内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離（10km単位（切り上げ））と積荷状況の区分（「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」）を追加記載する。

その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。

注 GHG 関連情報（1）原料区分のうち「その他伐採木」は、伐採齢 20 年以下の主伐の場合に使用することに留意。

【別記3】

別紙2 一般木質バイオマスの証明書の記載事項例
例2-1 輸入段階（森林認証制度）の場合

未定稿

番 号
令和 年 月 日

発電用チップに係る一般木質バイオマス証明書

○ ○ 殿
(販売先)

製材工場等名
認定番号

下記の物件は、全て一般木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 樹種
2. 数量
3. クリーンウッド法関連情報

(1) 原材料情報

- クリーンウッド法に基づき全ての原材料情報を収集しました。
- 一部（又は全部）の情報を収集できていません。
(樹種 伐採地域 証明書)。

(2) 合法性確認結果

- 上記の物件は合法性確認木材等です。

注 森林認証制度で認められた木材である旨を示す書類を添付すること。
クリーンウッド法関連情報は、本様式の証明書とは別に伝達しても差し支えない。

【別記3】

別紙2 一般木質バイオマスの証明書の記載事項例

未定稿

例2-1 輸入段階（個別企業等の独自の取組）の場合

番 号
令和 年 月 日

発電用チップに係る一般木質バイオマス証明書

○ ○ 殿
(販売先)

○ ○ 輸 入 商 社
認 定 番 号

下記の物件は、全て一般木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 樹種
2. 数量
3. 個別企業等の独自の取組による持続可能性（合法性）の確認

木材の持続可能性（合法性）に関し、以下の項目について、確認を行いました。

また、その内容について、第三者の監査を受け、公表しています。

- ・土地利用への配慮
- ・温室効果ガス等の排出・汚染削除
- ・生物多様性の保全
- ・土地所有権の確保
- ・児童労働・強制労働の排除
- ・業務上の健康安全の確保
- ・労働者の団結権及び団体交渉権の確保
- ・法令順守（日本国内以外）
- ・サプライチェーン上の分別管理の担保

4. クリーンウッド法関連情報

(1) 原材料情報

- クリーンウッド法に基づき全ての原材料情報を収集しました。
- 一部（又は全部）の情報を収集できていません。
(樹種 伐採地域 証明書)。

(2) 合法性確認結果

- 上記の物件は合法性確認木材等です。

注 監査を行った法人等の名称及び公表 URL を記載することが望ましい。
クリーンウッド法関連情報は、本様式の証明書とは別に伝達しても差し支えない。

【別記3】

別紙2 一般木質バイオマスの証明書の記載事項例
製材等の段階の場合

未定稿

番 号
令和 年 月 日

発電用チップに係る一般木質バイオマス証明書

○ ○ 殿
(販売先)

製材工場等名
認定番号

下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスに由来するものであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 物件名：製材等残材
2. 樹種
3. 数量
4. GHG関連情報 (GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合)
 - (1) 原料区分
製材等残材

注 製材等残材を加工する場合は、例4-1加工流通段階の場合を使用する。
輸入木質バイオマスの場合は、クリーンウッド法に基づく合法性確認結果に係る情報も伝達すること。

【別記3】

別紙2 一般木質バイオマスの証明書の記載事項例

未定稿

例4-1 加工・流通段階の場合

番 号
令和 年 月 日

発電用チップに係る一般木質バイオマス証明書

○ ○ 殿
(販売先)

○○チップ製造事業者
認 定 番 号

下記の物件は、全て一般木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 樹種
2. 数量
3. GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）

(1) 原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分	構成比	備考

(2) 加工区分

- チップ加工
- ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）
- ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）

(3) 製品輸送区分

トラック最大積載量： 1t車以上 2t車以上 4t車以上
10t車以上 20t車以上

輸送距離： 10km以下 20km以下 30km以下 40km以下 50km以下
100km以下 150km以下 200km以下 300km以下

※ GHG関連情報(3) 製品輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位(切り上げ)の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載(例えば、250km以下、350km以下など)や10km単位での数値記入欄の設定(例えば「 0km」)が可能。

内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離(10km単位(切り上げ))と積荷状況の区分(「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」)を追加記載する。

その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除(例えば、製品輸送を行わない場合は「製品輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など)が可能。

注 なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報(間伐材等由来木質バイオマスであること等)を追加記載することで証明書とすることも可能。

輸入木質バイオマスの場合は、クリーンウッド法に基づく合法性確認結果に係る情報も伝達すること。

【別記3】

別紙2 一般木質バイオマスの証明書の記載事項例

未定稿

例4-2 加工・流通段階（納品書を活用した証明書）の場合

番 号
令和 年 月 日

納品書（出荷伝票）

○ ○ 殿
（販売先）

○○チップ製造事業者
認 定 番 号

発地（出荷場所）○○チップ製造事業者 ○○工場
着地（納入場所）(株)○○○ ○○○発電所

樹種	品等	寸法	数量	材積	単価	金額	備考

※上記の製品は、全て一般木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

（GHG関連情報を記載する場合は、例4-1と同様の内容を記載する。）

注 輸入木質バイオマスの場合は、クリーンウッド法に基づく合法性確認結果に係る情報も伝達すること。